

## おわりに

受験の特別措置申請へのインタビュー結果を全体的に振り返ってみると、専門の医師であっても、個人によって異なる多様な症状と、それに伴う生活上の困難さを抱える障害学生それぞれに対して、学習や試験においてどのような配慮が必要なのかについて体系化された知識を持ち、さらにそのような配慮を妥当であると考え、積極的に採用しようとする態度を持つことは、現在のところ主流ではないことがわかる。そのような態度は、教育場面の中でも、特に大学入試という「選抜」が全面に現れる場面で顕著になる。

肢体不自由など書字に重篤な困難のある障害、高次脳機能障害による注意や認知の障害がある学生が教育に参加しようと望むとき、学習や試験の過程で、読み書きに何らかの支援が必要となる。そこでどのような支援が可能であるのかを提示するためには、ハイテクやローテクを含め、支援技術（Assistive Technology）と呼ばれる分野の知識が必要となる。しかしながら、日進月歩するテクノロジーとその学習場面への応用について豊富な知識を持ち、加えて障害が学習面の困難さを生じさせる医学的・心理的なメカニズムを理解している支援技術の専門家は、現状では我が国には僅かと言っても過言ではない。

また、仮にそのような知識を持っていたとしても、それを使用することを許可するか否かの判断は別の問題である。義務教育における教室場面・テスト場面にテクノロジーがほとんど導入されていない我が国では、代替手段を利用して教育に参加することを認めない傾向がさらに顕著である。米国におけるIDEA（Individuals with Disabilities Education Act, 個別障害者教育法, 1997）に基づくIEP（Individualized Educational Plan, 個別教育計画）のように、多様な障害のある学生に対して、個別のアセスメントにより、支援技術を含めた合理的配慮の導入を選択肢に加えた上で、個別教育計画を作成することが教育現場に根付いていないこともその背景のひとつにあるといえる。このIEPでの支援技術利用には、強制力と予算措置のある2つの法律が背景にある（Assistive Technology Act, 支援技術法, 1998；Workforce Investment Act, 総労働力投資法, 1998）。またそれらの背景には、前述したADA法による差別禁止の法的根拠がある。

我が国における障害の医療的診断と、教育・学習面の具体的・個別的支援の実践には、未だ十分な協調関係が築かれているとは言い難い状況がある。そのため、両方の連携（障害の認定とその具体的支援法の知識）が必要な場面、例えば本研究で取り上げた「大学入試における特別措置申請」などの場面では、特に問題が顕在化しやすい。具体的にいえば、障害のある学生自身が「このような配慮（措置）が欲しい」と考えたとしても、その必要性を吟味し、認可したり、実際の支援技術を障害学生に提供する体制や、ルールの整備が不足している。そのため、特別措置の申請における配慮の必要性とその具体的方法について、現状では学生自身が説明責任の多くを負う形になっている。しかし本来は、試験の時だけに限らず、学校での担任や病院の担当医、およびリハビリテーションや支援技術の専門的知識を持つ専門家が協力して、障害により生じるアンフェアな状況、過度な努力を障害学生に課すことのない環境を、日常的に構築しておく必要がある。

また同時に、支援を要しない健常学生にとって、逆の意味でのアンフェアさが生じないように、ルールの整備、または配慮（特別措置）を必要なこととして受け止める共通理解を、障害当事者の周囲の人々で並行して進めておく必要がある。この点について、本研究では、「合理的配慮（reasonable accommodation）」と「試験における特別措置」を便宜上、ほぼ同義のものであるかのように表記してきたが、実際には両者は同義ではない。合理的配慮という用語は、国連の障害者権利条約の中でも、締結国が法整備を含めて実行すべき重要な概念として使用されており、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」として定義されている。このように、例えば、視覚障害者であればこのような特別措置、というように漠然とした措置を

意味するものではなく、障害当事者の個別ニーズに沿った具体的な調整を行うことを意味している。また逆に、過度な負担についても言及している。このように、合理的配慮とは、障害のある当事者とその周囲にとって、フェアな状況へ向けての調整を具体性を持って行うことを包含した概念である。この点で、合理的配慮の概念の適用については、我が国の入試の分野においても、十分な議論を行う必要のあるテーマと言えるだろう。

冒頭で述べたように、試験による選抜の性格が強い我が国の大学入試では、障害があることにより特別措置のような特殊な方法を使い受験ができることについて、多数派である一般の受験生から「不公平である」という批判を受けるのではないかと、という暗黙の推察があるように思われる。反して、障害当事者が、個々にどのような困難を抱えているのかについては、リアリティを持って語られることが少ない。制度的な妥当性や、方法論的な充実はもちろん、このような心理的な不平等感や、フェアネスについての暗黙の印象が実際に存在しているのか否かについて、今後実証的に検討していく必要がある。